

令和5年第9回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年9月22日（金） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 ～ 閉会：午後2時30分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長：小室高志、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長：鈴木敦史、次長：島村信之、次長：池田いずみ、学務課長：根本薫、指導課長：木村成雄 義務教育学校整備課長：市塚文夫、生涯学習課長：成田佳輝 学務課学校総務係課長補佐：木村拓夫、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	議案第36号 筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第37号 筑西市指定有形文化財の指定について
議事の概要	教 育 長： ただ今より、令和5年第9回筑西市教育委員会定例会を開会します。 2. 報告事項に入ります。（1）令和5年第3回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等ございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。それでは3. 議事に入ります。議案第36号「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。 義務教育学校整備課長： 議案第36号「筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。 過日8月17日の当定例会において、令和6年4月の明野五葉学園の開校に伴い、スクールバスを運行させるため、筑西市スクールバスの運行に関する条例の一部改正について、市議会へ提出することについてご説明させていただきました。そして、昨日市議会にて条例の改正について可決されたことに伴い、筑西市スクールバスの運行に関する条例施行規則についても所要の改正を行うものです。 改正内容について、ご説明させていただきます。第3条の規則で定める学校及び区域ですが、現行の規則では、規則で定める学校と区域について、項を分けて規定していましたが、改正案では、学校と区域を同一の項

にまとめて、「条例第2条第1号の規定による規則で定める学校及び区域は、別表第1左欄に掲げる学校に応じ、同表右欄に定める区域とする。」と改正しています。

次に、第4条の利用許可については、現行では4項あったものを、改正案では、現行の第1項と第2項を第1項に、現行の第3項と第4項を第2項にまとめています。主な改正内容については、現行では、「利用申請書は、スクールバスの運行に係る学校の長を経由して教育長に提出」としていましたが、改正案では、「学校の長を経由」を削除し、「利用許可申請書を教育長に提出」と改正しています。また、現行の第2項において、利用申請書の提出期限は、「スクールバスの利用を開始しようとする年度の前年度の12月末日」としていましたが、改正案では、「利用を開始しようとする年度の前年度の教育長が定める期日」としています。これは、明野五葉学園のスクールバスの運行に際し、電子申請を導入する予定となっているためのものです。電子申請により利用申請する保護者の皆さんは、学校を経由しないで申請が可能となりますし、紙での利用申請を希望する保護者の皆さんは、学校を経由しての申請も可能となります。また、郵送での申請にも対応するため、学校経由の手順を削除するものです。なお、この改正は、以下第5条、第6条、第7条、第9条においても同様としています。また、現行の第3項に定める「スクールバス利用許可・不許可通知書」を、教育長が決定し通知する通知書であることから、改正案では「スクールバス利用許可・不許可決定通知書」としています。これは、この後の第5条、第9条についても同様としています。

次に、第6条の利用の中止等ですが、現行では、スクールバスの利用保護者は、スクールバスの利用を中止又は廃止する場合、「バス利用中止・廃止届出書に、利用カードを添えて、校長を経由して教育長に提出しなければならない」、また、利用の区分を中学生の課程としていましたが、改正案では、「バス利用中止・廃止届出書を教育長に提出し、その後、速やかに利用カードを返却しなければならない」とし、利用の区分を「小学校又は中学校の課程の修了」と、小学校を追記しています。

次に、第7条の利用カードの再交付につきましても、「校長を経由」を削除したことより、改正案では、「破損又は汚損の事由による場合にあっては再交付申込書を提出後、速やかに当該利用カードを教育長に提出しなければならない」としています。

第11条の利用許可の取消し等では、現行では「生徒」と表記している箇所を、改正案では、「児童生徒」に改めています。

続いて、別表第1についてですが、先ほど第3条の説明で触れた学校及び区域を記載しています。改正案に「明野五葉学園（前期課程に限る。）」を追記し、区域に明野地区の大字全部を追記しています。

続いて、様式の変更についてですが、ただいま説明した事項に関連して様式の改正を必要とするものについ

て、様式の一覧を掲載しています。様式の名称の右側に変更内容を記載しており、様式第1号から第2号、第4号から第11号の様式については、「生徒」の表記を「児童生徒」に変更しています。また、「備考」の表記を「事務局記入欄」に変更しています。様式第3号のスクールバス利用カードについては、改正後の様式に沿ってこの後説明させていただきます。

参考として、様式第2号を掲載しています。教育長が決定する他の通知書の様式も、同様に改正しています。また、様式中ほどの左側に記載があります「申請に係る児童生徒」の表記ですが、現行ですと「生徒」のみの表記でしたが「児童」を追記しています。また、様式の下段ですが、現行では「備考」と表記していた箇所を「事務局記入欄」と変更しています。

次に、様式3号についてご説明します。スクールバス利用カードとなりますが、裏面の一番下の中黒に続く表記を、規則第6条の改正内容を反映して、「スクールバスの利用を中止し、又は廃止する場合は、事前に届け出て、速やかに利用カードを返却してください」と改正しています。

規則の施行日については、令和6年4月1日からの施行となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第36号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： スクールバスの利用については、利用料を無料にするというような話を耳にしたが、無料ではなく減免するという認識で良いか。

義務教育学校整備課長： 利用料が無料というわけではなく、就学援助等を利用している金銭的に生活が困窮している家庭については減免させていただくこととなります。準要保護等の保護世帯の方についても全額減免となります。また、ケガ等の理由により1ヶ月利用が無かった場合は全額免除、半分以上利用がなかった場合は半額減免となります。

塚 本 委 員： 利用しない期間はどのように区切っているのか。

義務教育学校整備課長： 1ヶ月利用したとして20日から22日の利用を想定していますが、ケガ等の理由により1ヶ月10日しかバスを利用しなかった場合は半額減免という対応となります。

塚 本 委 員： この減免の制度については、既に保護者に伝えてはありますか。

義務教育学校整備課長： 保護者に対しては事前にお知らせしています。既に運行している下館中学校のスクールバスの利用方法と同

様ということで、対象となる小学校の保護者説明会でも説明しています。

草間委員：子どもたちのバスの乗車の確認はどうするのか。

義務教育学校整備課長：乗車の確認については、保護者説明会の中でも、「児童が乗車場所に到着した時点で、バスが既に出発してしまったかどうか分からないのでは」等の心配する声もいただいています。現在、明野五葉学園でのスクールバスに対してはアプリの導入を検討しており、9月議会で補正予算を計上させていただきました。導入を予定しているアプリについてですが、利用する児童一人ひとりにQRコードを配布し、乗車の際にバスに設置したタブレットによりQRコードを読み取ると、保護者の携帯等に児童がバスに乗った旨の連絡がメールで届き、またアプリからでも確認ができるようなものを想定しています。そのアプリの中で、乗車場所ごとに誰が乗るのかのリストを設定することで、バスの運転手もタブレットから誰が乗るのかが確認でき、児童が乗車の際にQRコードを読み取ることにより、リストの消込みも同時に行えるものを想定しています。これにより、乗車の確認を行うことを検討しており、この後手続き等を進めていきたいと思っています。

塚本委員：このアプリを利用することにより出欠確認等も行えるのか。

義務教育学校整備課長：あくまでバスの利用者限定での乗車確認となります。バス利用者の中でも、遅刻等により保護者が送迎して登校する場合も想定されるので、完全な出欠確認を行うことはできません。アプリを活用することで、バスから降りる際も確認がとれるので、バスの中に取り残される等の確認漏れは避けられると考えています。

山口委員：アプリは学校側も確認できるのか。

義務教育学校整備課長：ネットから確認することができます。

教育長：よろしいでしょうか。それでは、議案第36号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第36号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第37号「筑西市指定有形文化財の指定について」、説明をお願いします。

生涯学習課長：議案第37号「筑西市指定有形文化財の指定について」、ご説明します。

7月20日に開催された第7回筑西市教育委員会定例会において、筑西市文化財保護審議会に諮問することでご承認をいただいたものについてとなります。

まず、木造毘沙門天立像についてですが、令和5年8月8日開催の筑西市文化財保護審議会において、木造毘沙門天立像（附胎内奉納経）の文化財としての価値の審議を行い、筑西市文化財保護条例第32条第1項の規定により、文化財の指定が相当と判断する、との答申を得ました。審議においては、「本像については、特徴から平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて活動した慶派仏師の作とあってよいだろう。全体的に均整がとれており、張りのある体躯表現は13世紀中頃、鎌倉時代の作と考えられる。」「観音寺の信仰と歴史を知る貴重な資料である。源頼朝とその周辺で重用された慶派仏師の作が観音寺にあるということは、観音寺と鎌倉幕府との繋がりを考察するうえで貴重な資料であり、市指定の価値がある。」「附（つかけり）」の指定については、他の指定文化財と同様に括弧書きにして統一するのがよい。」というような、審議結果が得られています。なお、附（つかけり）とは、文化財を指定する際に、文化財本体に関連する物品や資料等を本体と併せて文化財指定するものです。

続きまして、木造不動明王立像についてですが、令和5年8月8日開催の筑西市文化財保護審議会において、木造不動明王立像の文化財としての価値の審議を行い、筑西市文化財保護条例第32条第1項の規定により、文化財の指定が相当と判断する、との答申を得ました。審議においては、「均整のとれた造形と量感のある体躯表現は、14世紀前半頃の鎌倉時代の作と考えられる。毘沙門天立像と制作年代は異なるが、毘沙門天立像と不動明王立像は対になるように造像されたと思われ、指定に相応しい貴重な歴史資料である。」というような審議結果が得られています。以上のことから、文化財の指定についてご審議お願いいたします。説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第37号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草 間 委 員： 何処の観音寺ですか。

生涯学習課長： 中館観音寺になります。

塚 本 委 員： 普段は見ることができるのか。

生涯学習課長： お寺の貴重な所蔵物なので、普段はお見せしていないと思います。ただし、市の指定文化財となることで、年に1回やお寺のイベントに合わせてなど、一般の方も見る機会を設けていただければ、教育委員会としてお声掛けすることはできると思います。

塚 本 委 員： 保管の管理体制は問題ないのですか。

協 議

生涯学習課長： 観音寺の建替えの際に、セキュリティが確保された所蔵庫を整備しており、そちらに保管されています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第 37 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 37 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和 5 年第 9 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。